

デンショクグループ 渡辺不動産株式会社へ感謝状



デンショクグループ 渡辺不動産株式会社 渡邊孝行代表取締役、当別町から感謝状が授与されました。

渡邊さんは町の環境行政に対し深いご理解のもと、平成26年、27年には町内墓地に手桶保管庫1棟、墓参用手桶一式を合計80セットものご寄附をいただき、墓参者の利便性向上に多大なる寄与をされました。

(10月16日)

自立と社会参加に 北海道善行賞



末広在住の阿部良子^{りょうこ}さんに長年の功績をたたえ、北海道から「北海道善行賞（身体障がい者自立支援功労者）」が授与されました。

阿部さんは、平成5年から石狩支庁地区身体障害者福祉協会当別町分会理事、続いて監事、現在に至るまでは副会長を務められています。他にも障がいをもつ方の相談や自立更生、福祉活動に熱心に取り組んでこられました。

(10月15日)

給付金

子育て世帯臨時特例給付金の 申請期限は11月30日まで

平成27年6月分の児童手当を受給される方へ支給される「子育て世帯臨時特例給付金」の申請はお済みですか？

◎申請期限

11月30日(月)まで

◎提出書類 子育て世帯臨時特例給付金(平成27年度)申請書(請求書)

※申請書は、6月に児童手当の現況届とあわせて送付しています。

※児童手当または平成26年度子育て世帯臨時特例給付金の振込口座以外への振込を希望される方は、次のものを添付してください。

- ・申請者の本人確認書類(住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等)の写し
- ・振込希望口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

▼問合せ 子育て推進課子ども係
(ゆとろ内・☎23-3024)

統計

国勢調査調査票の提出は お済みですか？

平成27年国勢調査の調査票の提出がお済みでない場合は、郵送提出用封筒に入れて、ポストへ投函または役場総務課まで直接提出願います。

調査書類がお手元に届いていない方は、お手数ですが役場総務課へご連絡願います。

▼問合せ 総務課総務係 (☎23-2330)

給付金

臨時福祉給付金の 申請期限は12月14日まで

所得の低い方を対象に支給される「臨時福祉給付金」について、対象になると思われる方は期日までに申請してください。

◎既に「申請書送付申込書兼同意書」(はがき)を返送いただき、審査の結果「支給対象者」となった方には

町から申請書等を送付しています。申請書は、**12月14日(月)までに**返送してください(必要事項を記入、必要書類を添付すること)。

※申請書の提出がない場合は、「辞退」の取扱いとなります。※平成27年1月2日以降に転入された方は、前住所地での申請となります。

◎「申請書送付申込書兼同意書」(はがき)の返送がお済みではない方へ

給付金の対象になると思われる方は、**至急**、はがきを返送願います。

▼問合せ 臨時福祉給付金実施本部
(ゆとろ内・☎25-2667)

募集

平成28年度 入校生募集について

国立北海道障害者職業能力開発校では、求職中の障がい者の入校生(訓練期間は1年間または2年間)を募集しています。

▼募集期限 11月20日(金)

▼問合せ 北海道障害者職業能力開発校(砂川市焼山60番地・☎0125-52-2774/FAX 0125-52-9177)

職 員 採 用

**平成 28 年度当別町職員
(土木技術職) 採用資格試験**

▼採用職種及び予定者数

土木技術職 1 名

▼採用予定日 平成 28 年 4 月 1 日

▼受験資格

学校教育法による高等学校卒業以上またはこれらと同等と認められる昭和 51 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、普通自動車免許を有する者。

なお、日本国籍を有しない者または地方公務員法第 16 条に該当する者は受験できません。

▼受験用紙の請求・受付方法

用紙は役場総務課・太美出張所(太美郵便局内)に備え置きます。

郵送希望の場合は、120 円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(A4判)を同封し、請求願います。

▼受付期間 11 月 2 日(月)～12 月 15 日(火)《必着》

▼1 次試験 書類選考のみ

▼2 次試験 面接試験

平成 28 年 1 月 24 日(日)

当別町役場にて

▼提出先・詳細 総務課人事係
(〒061-0292 当別町白樺町 58 番地 9/ ☎23-2330)

納 税

11 月 30 日は国民健康保険税(第 5 期分)の納期限

納期限までに納付しない場合には、督促状が発付されたり、延滞金がかかる場合があります。

病気や失業などのやむを得ない事情がある場合は、相談ください。

▼問合せ 税務課納税係(☎23-2341)

町税に関する夜間納税相談

■今月の夜間納税相談窓口

11 月 12 日(木)・26 日(木)
(19 時 30 分まで)



水道のよくある質問

Q 水漏れしています。修理してくれませんか？

A 漏水の発生している箇所によって「上下水道課で修理可能なもの」または「お客様自身で対応していただくもの」があります。

基本的には、次のとおりの財産区分に基づく判断となります。

■上下水道課での対応 水道配水管(本管)

■お客様での対応 給水装置(給水管、蛇口、散水栓など)

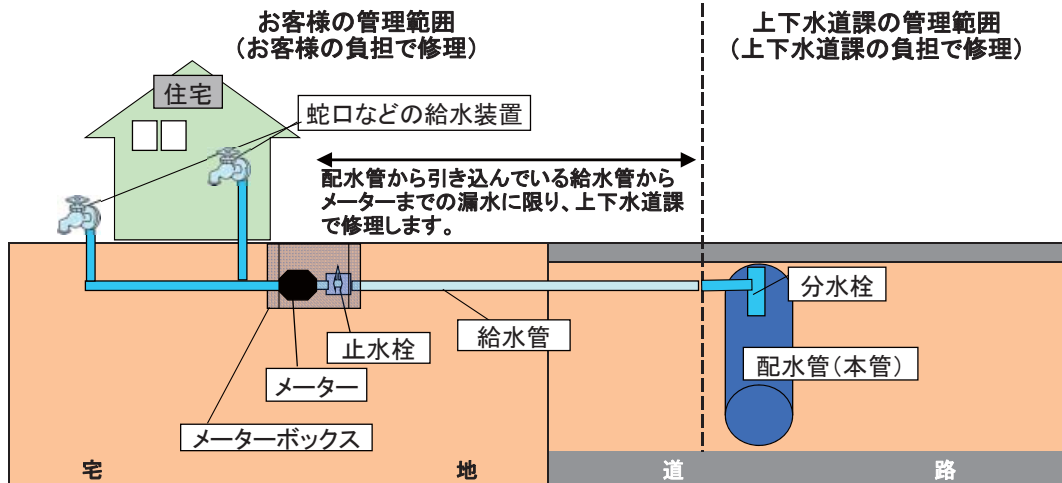
※ただし、配水管(本管)から引き込んでいる給水管から水道メーターまでの漏水に限り、上下水道課で修理します。

Q 散水栓が壊れました。修理できる業者を教えてくださいませんか？

A 散水栓などの給水装置を修理をする場合は、町の指定業者に依頼して下さい。

指定業者については電話で問い合わせいただくか、町ホームページの上下水道課のページ「水道・下水道の工事をされるときは」から確認できます。また、役場上下水道課窓口で一覧表のお渡しもしています。

▼問合せ 上下水道課業務係(☎22-2411)



税 務

事務担当者は必ず出席を 年末調整説明会

札幌北税務署では、年末調整手続きの説明会を開催します。

2人以上雇用している事業主、法人の青色申告者など、「源泉徴収事務」を取り扱う事業所などの担当者は必ず出席願います。

年末調整手続きを行うことで、ほとんどの給与所得者は、その年の所得税の納税が完了するとともに、改めて確定申告を行う必要がなくなります。

当日は源泉徴収票、法定調書等必要書類も配布します。

▼日時 11月18日(水)

13時30分～

▼場所 役場第二庁舎

▼問合せ 税務課税務係 (☎ 23 - 2332)

人 権

児童虐待は人権侵害です！ 11月は虐待防止推進月間

児童虐待から子どもを守るためには、早期発見・早期対応が重要です。

虐待を受けていると思われる児童を発見した場合には、町や児童相談所などの関係機関に通告することが義務づけられています。

体に打撲の跡や不自然な傷、いつも極端に衣服が汚れていたり、食事を与えられていないなど、著しく様子がおかしく、適切な養育を受けていない子どもがいると気づいた方は連絡願います。

▼問合せ 北海道中央児童相談所 (☎ 011 - 631 - 0301)、児童相談所全国共通ダイヤル (☎ 189 「イチハヤク」)、町子育て推進課子育て支援係 (☎ 25 - 2658)

届 出

10月1日からはじまりました 看護師等の届出制度

保健師、助産師、看護師、准看護師の免許をお持ちで仕事をされていない方は、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づき、北海道ナースセンターへ届け出ることが努力義務になりました。

また、届け出の方法については、個人で届け出だけでなく、離職時の勤務先(病院、介護施設等)が離職者の同意を得て代行し届け出することもできます。

ナースセンターでは、離職者の状況に合わせた支援を行うことで、看護職として切れ目のないキャリアを積むことができるよう支援を行います。

▼詳細 北海道ナースセンター (☎ 011 - 863 - 6794)

相 談

「女性の人権ホットライン」 強化週間

11月16日から22日は「女性の人権ホットライン」強化週間です。

職場でのセクシュアル・ハラスメント、夫やパートナーからの暴力など女性の人権に関する悩みごとや心配ごとについて、法務局職員や人権擁護委員が電話相談時間を延長し、解決に導きます。

相談は無料で、秘密は厳守されます。お気軽に相談ください。

▼強化週間・相談時間等

・11月16日(月)～20日(金)
8時30分～19時

・11月21日(土)・22日(日)
10時～17時

▼専用相談電話

☎ 0570 - 070 - 810

▼主催 法務省人権擁護局

賃 金

北海道最低賃金が 改正されました

北海道内で事業を営む使用者及びその事業所で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイトを含む)に適用される北海道最低賃金が次のとおり改正されました。

▼最低賃金額 時間額 764円

▼効力発生日

平成27年10月8日

▼留意事項

・最低賃金には、通勤手当、家族手当、時間外割増賃金等は算入されません。

・最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処分されることがあります。

▼問合せ 北海道労働局労働基準部賃金課 (☎ 011 - 709 - 2311)

保 険

事業主の皆さん、労働保険 の加入はお済みですか？

労働保険とは労災保険と雇用保険の総称で、労働者の生活の安定と福祉の増進等を図ることを目的に、国が直接管理運営している保険です。

農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用する事業所については法人・個人を問わず加入が義務付けられています。労働保険に加入して、従業員の方々が安心して働ける職場にしましょう。

▼問合せ 厚生労働省北海道労働局総務部労働保険徴収課 (☎ 011 - 709 - 2311) または最寄の労働基準監督署・公共職業安定所へ